

令和 7 年度和歌山体験型観光魅力発信委託業務に係る公募型プロポーザル 実施要領

本要領は、和歌山県が実施する「令和 7 年度和歌山体験型観光魅力発信委託業務」の契約候補者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

1 概要

- (1) 委託業務名
令和 7 年度和歌山体験型観光魅力発信委託業務
- (2) 契約期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日(火)
- (3) 業務の内容
別紙仕様書のとおり
- (4) 契約書
委託先として選定した事業者に対して別途作成する。
- (5) 委託上限額
3, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 委託業者の選定

- (1) 選定方法
上記委託業務に係る企画提案書とプレゼンテーションにより契約候補者を選定。
- (2) 参加資格要件
本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - オ 債務不履行により所有する資産に対して仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
 - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団若しくは暴力団構成員の統制の下にある者でないこと。
 - ク 国税（消費税及び地方消費税）及び都道府県税について滞納がないこと。

3 スケジュール

項 目	日 程
公告開始	令和7年4月14日（月）から
仕様書等に関する質問受付	令和7年4月21日（月）まで（必着）
質問への回答	令和7年4月28日（月）まで
応募表明書提出受付	令和7年4月30日（水）まで（必着）
企画提案書類提出受付	令和7年5月7日（水）まで（必着）
選定委員会(オンライン)	令和7年5月13日（火）（予定） ※詳細については、参加者に別途通知します
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降に速やかに行います。

4 質問

プロポーザル参加に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式1）を期限までに提出すること。

（1）受付期限

令和7年4月21日（月）まで

（2）受付時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間

（最終日にあっては17時00分まで）

（3）提出先

10に示すとおり

（4）提出方法

電子メールにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。

（5）回答

質問に対する回答は、令和7年4月28日（月）までに県のホームページに掲載する。ただし、その内容が軽微なものについては、県担当者の口頭による回答のみとすることができる。

なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

5 プロポーザル応募表明書の提出

プロポーザルに応募する意思のある事業者については、プロポーザル応募表明書（様式2）を期限までに提出すること。

（1）提出期限

令和7年4月30日（水）まで

（2）提出時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間

（最終日にあっては17時00分まで）

（3）提出先

10に示すとおり

(4) 提出方法

電子メールにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。

(5) その他

応募表明後に、応募を辞退する場合は、プロポーザル応募辞退届（様式3）を提出すること。提出方法及び提出先は応募表明書と同様とする。

6 企画提案書等の提出

(1) プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。ただし、企画提案書等の提出日において、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が企画・広告・手配）を有する者については、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより⑥～⑫の書類の提出を省略することができる。

- ① 企画提案申請書（様式4） 1部
- ② 企画提案書（任意様式） 6部
- ③ 見積書（任意様式） 6部
- ④ 業務実績調書（様式5） 6部
- ⑤ 提案者の概要書（様式6） 6部
- ⑥ 誓約書（様式7） 1部
- ⑦ 役員等に関する調書（様式8） 1部
- ⑧ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類 1部
- ⑨ 法人にあっては定款又は寄付行為の写し及び法人登記事項証明書、個人にあっては住民票 1部
- ⑩ 印鑑登録証明書 1部
- ⑪ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 1部
- ⑫ 都道府県税（法人税又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 1部

(2) 提出期限

令和7年5月7日（水）まで

(3) 提出時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間

（最終日にあつては17時00分まで）

(4) 提出場所

10に示すとおり。

(5) 提出方法

持参又は郵送（FAX不可）により上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。なお、郵送の場合は、県へ電話連絡し受領確認を行うこと。

ただし、②～④は電子メールでも提出すること。ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスのURL送付を提出先にメールで依頼すること。

7 企画提案に際しての注意事項

- (1) 企画提案書はA4判、左綴じ、オールカラーで作成すること。
- (2) 提案内容は、別添仕様書に基づいて作成すること。
- (3) 企画提案書には、少なくとも次の事項を含むこと。
 - (ア) 提案者の概要及び類似事業受託実績
 - (イ) 提案概要（コンセプト、提案の狙い）
 - (ウ) 制作動画の概要および絵コンテ
 - (エ) SNS 広告の具体的な発信計画および目標リーチ数
 - (オ) 事業の実施スケジュール
 - (カ) 制作体制
- (4) 見積書には、積算項目ごとの内訳書を添付し、積算内容が詳しくわかるようにすること。
- (5) 見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること。
- (6) 見積書の宛名は、「和歌山県知事」とすること。
- (7) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
 - ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本実施要領に違反すると認められる場合
- (8) 企画提案書等の作成、提出、選定委員会への出席など企画提案に要する経費については、全て提案者の負担とする。
- (9) 提出された書類は、採択を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (10) 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

8 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、別に定める委員によって組織された選定委員会において、提案書によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

ただし、応募多数となった場合、委託者が本実施要領に基づく第一次審査（書類審査）を行い、第二次審査（プレゼンテーション）に参加する概ね3者を選考する。（一次審査の有無及び選考結果は別途通知する。）

(2) 選定委員会（第二次審査）

ア 開催日時：令和7年5月13日（火）（予定）

※詳細は提案者に別途通知

イ 開催方法：Web会議形式（Web会議システムは「Teams」を使用予定）

ウ 企画提案の所要時間：各参加者30分以内

（プレゼンテーション20分、質疑10分）

エ 注意事項

- ・選定委員会への参加人数は、1提案者当たり3名までとする。

- ・事前に提出のあった企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととする。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としないものとする。

(3) 審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、別紙審査項目に基づき数値(得点)で評価し、契約候補者を選定する。
なお、選定委員会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

(4) 契約候補者の選定について

- ア 審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。なお、最高得点の者が複数の場合は、選定委員による多数決により決定する。
- イ 提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各選定委員の得点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。
- ウ 審査結果は、選定委員会の翌日以降に速やかに参加者に書面で通知する。

(5) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降に県観光振興課のホームページにて次の内容を公表する。

- ア 契約候補者の名称及び評価点
- イ 次点以下の参加者の評価点(提案者名は併記しない)

9 契約

- (1) 契約候補者と委託者が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結するものとする。
- (2) 企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、契約候補者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、委託者との協議により、修正・変更を行った上で契約する場合がある。

10 関係書類提出場所(問い合わせ先)

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県地域振興部観光局観光振興課

担 当：横畑 電 話：073-441-2775(直通) F A X：073-432-8313

Mail：yokohata_f0002@pref.wakayama.lg.jp

【別紙】

審査項目	配点
(1) 事業実施体制及び実績 ①適正な事業実施が期待される組織体制、事業規模を有しているか。 ②効果的な事業実施が期待される業務経験、実績を有しているか。	10点
(2) 事業趣旨の理解、見積価格の妥当性 ①事業実施を理解した企画提案になっているか。 ②事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか。	5点
(3) ①和歌山県ならではの体験型観光の魅力発信に関する工夫 ・仕様書の条件を満たした具体的な方法が提案されているか。 ・本県の体験型観光の魅力をPRするために、効果的なプロモーション内容であるか。 ・体験型観光の魅力を伝えるための説得性のある動画構成、編集内容となっているか。 ・提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、ターゲットへの訴求力が高く、本県への来訪意欲を高める内容となっているか。 ・提案内容を実施できる体制（知識・経験、人員等）が確保されているか ・工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでのスケジュールが明確に示されているか ②SNS 等によるターゲティング広告 ・効果的だと思われる十分な理由をもって具体的な方法が提案されているか。 ・広告配信は、ターゲットに対し効果的で、事業効果を高める内容となっているか。 ③実績報告及び検証・フィードバック ・仕様書の条件を満たした記載があるか。 ④その他独自性 ・本業務を実施するに当たり、独自性を持った効果的な提案がなされているか。	85点